公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることにした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格（円） ※消費税込	契約金額 （円） ※消費税込	落札率	再就職の役員の数	備　考
土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 敦賀港湾事務所長　樋口　豊志 北陸地方整備局敦賀港湾事務所 福井県敦賀市松栄町7番28号	令和8年4月1日	(株)コバヤシ 東京都千代田区有楽町 1丁目7番1号	4010001016627	会計法第29条の3第4項 本契約は、敦賀港整備事業の作業ヤードとして、建設発生土の仮置き及び土質改良等に使用するため土地の借り上げを行うものである。 当該ヤードは、敦賀港近辺で一定の面積が利用可能であることが求められ、市内において探したところ、これを満たす土地は株式会社コバヤシの所有する土地だけであり、同社が本契約を履行できる唯一の者である。 よって、会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に基づき、契約の相手方と随意契約を行うものである。	17,374,266	13,200,000	75.97%		
土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 敦賀港湾事務所長　樋口　豊志 北陸地方整備局敦賀港湾事務所 福井県敦賀市松栄町7番28号	令和8年4月1日	敦賀セメント(株) 福井県敦賀市泉2号6番地1	1210001010868	会計法第29条の3第4項 本契約は、敦賀港整備事業の作業ヤードとして、建設発生土の仮置き及び土質改良等に使用するため土地の借り上げを行うものである。 当該ヤードは、敦賀港近辺で一定の面積が利用可能であることが求められ、市内において探したところ、これを満たす土地は敦賀セメント株式会社が所有する土地だけであり、同社が本契約を履行できる唯一の者である。 よって、会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に基づき、契約相手方と随意契約を行うものである。	5,497,800	5,405,400	98.32%		
敦賀港自動係留装置定期点検・保守業務	分任支出負担行為担当官 敦賀港湾事務所長　樋口　豊志 北陸地方整備局敦賀港湾事務所 福井県敦賀市松栄町7番28号	令和8年5月27日	OHM Japan（株） 東京都千代田区三番町14番地 MLC三番町ビル4階	4010401078110	会計法第29条の3第4項 本業務は、敦賀港(鞠山南地区)岸壁(−14m)に設置している自動係留装置の性能を維持するため、定期点検・保守業務を行うものである。 自動係留装置は、海外メーカーのCAVOTEC社製（以下、メーカーという。）であり、国内で初めて敦賀港に設置された装置である。 同装置は、船舶の接岸において、アームの先端に装着した吸着板を遠隔操作により船舶に吸着させ、係留状態を保持する装置であり、アームを船舶の動揺に合わせ上下左右伸縮させる油圧システムと船体に吸着させるための電気・真空システム及びそれらを遠隔制御するシステムに分かれている。 これらのシステムを健全な状態に維持するためには、日常的に遠隔監視を行い、かつ定期的に点検を行う必要がある。 同装置の定期点検・保守業務にあたっては、遠隔監視において機器に内蔵されたセンサーから送信される信号を受信、解析により各システムの状態を監視し、定期点検において、各システムの部品等の健全度を点検するものであり、この遠隔監視の機能や、点検の手順等を示す各種マニュアルにはCAVOTEC社独自の技術にかかる知的財産が含まれているため同社以外は対応できないものである。 OHM Japan株式会社は、装置の開発における独自技術を保有したメーカーと代理店契約を締結した国内唯一の者であり、本業務を遂行できる国内唯一の者である。 以上の理由により、会計法第29条の3第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に基づき、OHM Japan株式会社と随意契約を行うものである。	3,905,000	3,905,000	100.00%		
敦賀港自動係留装置定期点検・保守業務（その2）	分任支出負担行為担当官 敦賀港湾事務所長　樋口　豊志 北陸地方整備局敦賀港湾事務所 福井県敦賀市松栄町7番28号	令和8年9月30日	OHM Japan（株） 東京都千代田区三番町14番地 MLC三番町ビル4階	4010401078110	会計法第29条の3第4項 本業務は、敦賀港(鞠山南地区)岸壁(−14m)に設置している自動係留装置の性能を維持するため、定期点検・保守業務を行うものである。 自動係留装置は、海外メーカーのCAVOTEC社製（以下、メーカーという。）であり、国内で初めて敦賀港に設置された装置である。 同装置は、船舶の接岸において、アームの先端に装着した吸着板を遠隔操作により船舶に吸着させ、係留状態を保持する装置であり、アームを船舶の動揺に合わせ上下左右伸縮させる油圧システムと船体に吸着させるための電気・真空システム及びそれらを遠隔制御するシステムに分かれている。 これらのシステムを健全な状態に維持するためには、日常的に遠隔監視を行い、かつ定期的に点検を行う必要がある。 同装置の定期点検・保守業務にあたっては、遠隔監視において機器に内蔵されたセンサーから送信される信号を受信、解析により各システムの状態を監視し、定期点検において、各システムの部品等の健全度を点検するものであり、この遠隔監視の機能や、点検の手順等を示す各種マニュアルにはCAVOTEC社独自の技術にかかる知的財産が含まれているため同社以外は対応できないものである。 OHM Japan株式会社は、装置の開発における独自技術を保有したメーカーと代理店契約を締結した国内唯一の者であり、本業務を遂行できる国内唯一の者である。 以上の理由により、会計法第29条の3第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に基づき、OHM Japan株式会社と随意契約を行うものである。	3,872,000	3,872,000	100.00%		